令和元年度

第11回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年2月13日 湯沢市農業委員会

第11回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年2月13日(木)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時34分

閉会 午後2時15分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生	良子	10番	高橋	伸太郎
2番	宮原	正明	11番	姉崎	与志弘
3番	髙橋	郁夫	12番	川﨑	秀悦
4番	沓澤	弥	13番	加藤	エリ子
5番	伊藤	秀郎	14番	髙橋	忠雄
6番	髙橋	廣尚	16番	瀬川	等
7番	能登	公平	17番	水戸	義昭
8番	藤谷	清志	18番	小嶋	幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋	敬悦	19番	半田	好廣 (会長)

2) 欠席した委員

15番 佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席 (午後1時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

- 5) 会議の提出案件
 - 1. 会務報告
 - 2.報 告
 - ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2)使用貸借契約合意解約
 - (3)申請取下げ申請

3.議 案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地

利用集積計画の決定について

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地

利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による

農用地利用配分計画の案の決定について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 非農地証明願いについて

議案第54号 令和2年度湯沢市農業委員会事業計画(案)について

議事

議長

開会宣言 午後1時34分 委員総数19名中ただいまの出席委員は 18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を 開会いたします。

欠席届を提出されている委員の方は、15番 佐藤 栄子 委員です。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例に よりこちらからご指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、14番 髙橋 忠雄 委員、16番 瀬川 等 委員、の両名 を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかが でしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、本日一日限りと決定いたします。

本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案7件であります。

議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席 していただきますのでご協力をお願い致します。

なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨 に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。 それでは、会務報告の説明をお願い致します。

(高橋事務局長、挙手)

議長

高橋事務局長。

(会務報告、朗読説明)

会務報告の内容についてご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出 等の報告をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(届出等報告、朗読説明)

佐藤班長

今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。

議案書2ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約通知は7件、面積26,489㎡であります。解約理由は、整理番号第74号、75号は第三者に所有権移転するため、整理番号第76号は相手方、貸人の要望のため、整理番号第77号は貸人の都合によるため、整理番号第78号は第三者に利用権設定するため、整理番号第79号は耕作不便のため、整理番号第80号は高齢化のためとなっております。

次に、2使用貸借契約合意解約通知は3件、面積52,593 m²であります。 解約理由は、整理番号第12号は第三者に所有権移転するため、整理番号 第13号は第三者に利用権設定するため、整理番号第14号は貸人の都合 によるためとなっております。

議案書3ページをご覧ください。3申請取下げ(利用集積計画の一部取消し)申請が1件、利用権設定整理番号第360号、面積13,749㎡であります。取下げ理由は、貸人の都合によるためとなっております。

報告は以上です。

議長

只今の報告内容について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と します。案件を事務局より説明をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第 48 号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第 48 号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年2月13日提出。

議案書 5 ページと 6 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 2 件、面積 52,552.08 ㎡であります。申請事由は申請番号第 7 号、 8 号ともに経営譲受であります。

次に議案書7ページご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積 3,886 ㎡であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。

次に議案書8ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積 1,558 ㎡であります。申請事由は申請番号第 41 号と 43 号は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第 42 号は贈与であります。

次に議案書9ページをご覧ください。賃貸借権移転は2件、面積502 m²であります。申請事由は申請番号第1号、2号ともに経営譲受、所有者については総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長

質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。 (全員举手)

議長

全員挙手。議案第48号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯 沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事 務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農 用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について 決定を要す。令和2年2月13日提出。説明は以上です。

議長

ここで、議案書 11 ページから 12 ページの利用権設定整理番号第 522 号から 526 号は 2 番 宮原 正明 委員、議案書 12 ページの利用権設定整理番号第 527 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、利用権設定整理番号第522号から526号を審議しますので、 2番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。

(2番 宮原 正明 委員、退席) (午後1時46分)

議長

事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

佐藤班長。

佐藤班長

(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 522 号から 526 号について、朗読説明)

議案書 11 ページから 12 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 522 号から 526 号は、面積 31,972 ㎡であります。賃貸借権の新規設定が 1 件、再設定が 3 件、使用貸借権の再設定が 1 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。利用権設定整理番号第522号から526号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。

(2番 宮原 正明 委員、着席) (午後1時47分)

議長

次に利用権設定整理番号第527号を審議しますので、9番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。

(9番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時48分)

議長

事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 527 号について、朗読説明)

佐藤班長

議案書 12 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 527 号は、面積 2,962 ㎡であります。賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。利用権設定整理番号第527号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。

(9番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後1時49分)

議長

次に、議案第49号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より 説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第49号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)

佐藤班長

議案書 12 ページから 18 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 23 件、面積 118,991 ㎡であります。新規の設定が 14 件、再設定は 9 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 1 件、面積は 936 ㎡で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第49号議事参与制限以外の利用権設について、計画の とおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。 事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

佐藤班長

(議案第49号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明) 議案書19ページをご覧ください。所有権移転は1件、面積は1,014㎡ であります。申請事由は経営拡張であります。売買価格については、総 会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上で す。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第49号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。

続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

佐藤班長

(議案第49号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明) 議案書20ページから22ページをご覧ください。利用権移転は10件、 面積は48,472.45㎡であります。申請事由は経営を主宰するであります。 賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま す。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第49号の利用権移転は計画のとおり決定することと致

します。

次に、議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただき、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長

(議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第50号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年2月13日提出。議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和2年2月13日提出。

議案書 25 ページご覧ください。利用集積計画は 2 件、面積は 8,890 ㎡ となっております。貸付理由は経営縮小が 2 件となっております。次に配分計画案は 2 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定公告は令和 2 年 3 月 27 日となっております。説明は以上です。

説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ございませんか。

(質問なしの声あり)

議長

それでは、集積計画について採決をお願い致します。 賛成の方の挙手 を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、配分計画案の採決をお願い致します。 賛成の方の挙手を求めま す。

(全員挙手)

議長

全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。 次に、議案第52号「農地法5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

佐藤班長

議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年2月13日提出。

議案書 27 ページ、議案付属資料は9ページから 19 ページをご覧くだ

さい。5条賃貸借権設定申請番号4号の申請地は、字上荻生田68、69、 70、71、地目は田、面積 6,215 ㎡、陸砂利を採取するための一時転用で あります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約2.7km、市立山田中学校か ら南東へ約 0.8km のイオンショッピングセンターの南側に位置し、東、 西、南側は水路、北側は田に接しております。農地区分は、農用地区域 内農地であります。事業計画は、深さ 6m、6,215 ㎡を掘削し、陸砂利 28,080 ㎡を採取するとなっております。事業費は用地借上経費1,243,000 円、造成・整地費 2,290,000 円、施設・建物建設経費 200,000 円、測量・ 登記経費 100,000 円、その他搬入経費 16,167,000 円、合計 20,000,000 円で、すべて自己資金となっており、残高証明書により確認しておりま す。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ 1.6mの防護柵を設けて 事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する 粉じんを抑えるために適度な散水をすることとしております。復元工事 は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となって おります。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区から は管理施設使用許可を得ております。また、すでに許可している【指令 湯農委-30608】【指令湯農委-501601】については、事業開始3ヶ月後に 報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判 断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、施行令第11条 第1項第1号に該当すると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、4番 沓澤 弥 委員から報告願います。

議長

(4番 沓澤 弥 委員、挙手) 4番 沓澤 弥 委員。

4番

議案第52号の現地確認について報告いたします。

1月28日、5番 伊藤 秀郎 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、 事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、一時転 用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長

議案第52号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第52号について採決を行います。 許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否 判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。異議ないものと認め、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。

次に、議案第53号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務 局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長。

(議案第53号「非農地証明願いについて」、朗読説明)

佐藤班長

議案第53号「非農地証明願いについて」農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和2年2月13日提出。

議案書 29 ページ、議案付属資料は 20 ページから 23 ページをご覧ください。申請地は、川連町字南沢 1、地目は畑、面積 429 ㎡であります。 土地の状況は、約 50 年前頃から農地法の許可が必要なことを知らずに山林として使用していたものです。説明は以上です。

ここで、現地確認結果について、3番 髙橋 郁夫 委員から報告願います。

議長

(3番 髙橋 郁夫 委員、挙手)

3番 髙橋 郁夫 委員。

3番

議案第53号の現地確認について報告いたします。

12月26日、2番 宮原 正明 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請地は周辺山林と一体化しており、雑木が茂っている状態であることから、農地の利用は不可能と判断しました。報告は以上です。

議長

議案第53号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、議案第53号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長

全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第53号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第54号「令和2年度農業委員会事業計画(案)について」 を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。

(佐藤班長、挙手)

議長

佐藤班長

(議案第54号「令和2年度農業委員会事業計画(案)について」、朗読

説明)

佐藤班長

議案第54号「令和2年度農業委員会事業計画(案)について」令和2年度農業委員会事業計画(案)を別紙のとおり定めることについて、同意を要す。令和2年2月13日提出。

議案書32ページと33ページをご覧ください。基本方針については、人・ 農地プランの実質化に向け、農業委員会が地域の話し合いの中心的な役割 を担うことが求められていることから、その内容を加えた基本方針として おります。

1会議等の開催でありますが、(1)から(5)の会議を記載されている月に開催することとしております。

2研修事業の実施についてでありますが、開催日程の通知があったもの 以外は今年度同様として計画しております。

3担い手への農地利用集積・集約化については、3年間行われた1・2・3運動の農家意向調査が終了したことから、農家意向調査の実施を削除しております。

4遊休農地の発生防止・解消から7情報提供の推進までは今年度と比べて計画の変更はございません。それぞれの時期に合わせて事業の実施等、 事業計画を進めていくこととしております。

8地域活動の推進においては、基本方針に基づき(1)を人・農地プランの話し合いへの積極的な参加と変更しております。

次に、34ページをご覧ください。先ほど説明しました事業計画に沿った月別計画書となっております。総会日程は土日、祭日を避けて、ほぼ例年同様の日程で開催を予定しておりますが、7月総会においては、県内市町村農業委員会の改選の関係から、常設審議委員会が早まるため、開催日程が早まっております。また、本市も改選となりますので、8月に初総会の開催を加えております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。事業計画の案につい

て、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第54号「令和2年度農業委員会事業計画(案)について」は、同意することと致します。

これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後2時15分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない ことを認め署名押印する。

令和2年2月13日

